

公 告

次のとおり、企画提案方式により、東京アンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」2階飲食店舗、工芸品等販売店舗及び観光情報コーナーの運営等を行う事業者を募集するのでお知らせします。

令和7年9月25日

香川県知事 池田 豊人

愛媛県知事 中村 時広

1 運営事業者の募集について

この公募により、一定の資格要件に該当する事業者から、「香川・愛媛せとうち旬彩館」の2階飲食店舗及び工芸品等販売店舗の運営並びに観光情報コーナーの運営補助に関する提案を受け、香川・愛媛両県により内容の審査を行ったうえで、総合的に最も優れた内容であると認められた事業者を選定し、令和8年4月～令和10年3月末までの2年間、運営業務委託契約を締結します。

2 香川・愛媛せとうち旬彩館の概要

(場所) 東京都港区新橋二丁目19番10号 新橋マリビル2階

(名称) 施設名 香川・愛媛せとうち旬彩館

① 飲食店舗名 郷土・せとうち料理 かおりひめ(香媛)

② 工芸品等販売店舗名 香川・愛媛せとうち旬彩館 工芸品ショップ

③ 観光情報コーナー名 香川・愛媛せとうち旬彩館 観光情報コーナー

(施設) 面積 2階:95.72坪

うち、①飲食店舗は約53坪(客席77席)、②工芸品等販売店舗は約5坪、

③観光情報コーナーは約2坪

(業務内容)

① 飲食提供業務

香川・愛媛両県の郷土料理並びに香川・愛媛両県の農林水産物等を使用した料理を提供する飲食店舗の運営

② 工芸品等販売業務

香川・愛媛両県の伝統的工芸品や地場産品、雑貨類等の特徴や魅力の発信や、販路拡大のために行う工芸品等販売店舗の運営

③ 観光情報業務

香川・愛媛両県の観光地やイベント情報の発信を行う観光情報コーナーの運営補助

3 運営の条件等

別添「香川・愛媛せとうち旬彩館」2階飲食店舗、工芸品等販売店舗及び観光情報コーナーにおける運営事業者募集要項を参照。

4 応募資格

- ① 飲食業の運営実績があること(グループ企業を含め、物販業の運営実績があることが望ましい)。
- ② 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ④ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止措置を現に受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ・民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 スケジュール

令和7年9月25日(木)	「参加登録申込書」「質問」受付開始
令和7年10月17日(金)	「参加登録申込書」提出締切
令和7年10月23日(木)	応募資格確認通知
令和7年10月27日(月)	現地説明会
令和7年10月29日(水)	「質問」受付締切
令和7年11月21日(金)	「事業計画書」提出締切
令和7年12月上旬を予定	プレゼンテーション(別途、参加者に通知)
令和7年12月下旬を予定	運営事業者決定

〈公表資料〉 ※香川県又は愛媛県のホームページを参照してください。

- (1) 「香川・愛媛せとうち旬彩館」2階飲食店舗、工芸品等販売店舗及び観光情報コーナーにおける運営事業者募集要項
- (2) 参加登録申込書(様式1)
- (3) 事業計画書(様式2)
- (4) 質問書(様式3)
- (5) 香川・愛媛せとうち旬彩館運営状況
- (6) 現契約書
- (7) 参考資料(図面等)

〈申し込み・問合せ先〉 ※公募の総合窓口は、愛媛県です。

香川県交流推進部県産品振興課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話：087-832-3375 FAX：087-806-0237

E-Mail：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話：089-912-2556 FAX：089-912-2561

E-Mail：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp